

神奈川県行政書士会 民事法務部研修会
～行政書士として取り組む家族信託の実務～

2023年1月27日（金）

行政書士あきら法務事務所 代表行政書士
一般社団法人民事信託相談センター 理事
高木 亨

1. 民事信託に携わるようになった経緯

- ・一般社団法人民事信託相談センターとの出会い
- ・最初は知人からの紹介、でも全く出番なし
- ・報酬は信託契約を締結して初めてもらえる
- ・信託は個人事務所でやっていくのは大変

2. 信託とは何か

- ・後見制度との比較
「身上監護」「財産管理」「財産承継」
- ・信託は目的が一番大事
- ・「委託者」「受託者」「受益者」
- ・自益信託と他益信託
- ・信託財産
- ・信託の機能

3. 一般の方向けの民事信託の説明

- ・ 95%以上が認知症対策型
- ・ 信託の対象は預金と不動産が99%
- ・ パターンは「親が子に託す」1パターンのみ
- ・ 信託はモラルが重要～家族会議を大切にしています～
- ・ 最初の相談からクロージングまで2～3か月

4. 民事信託実務の各論

- ・ 信託契約は公正証書でなければならないか
- ・ 信託口座とは、作らなくてはいけないのか
- ・ 自益信託以外は基本的につくらない。
- ・ 受託者が借入をする信託
- ・ 受益者代理人は必要か、信託監督人は必要か
- ・ 受益者死亡で終了させるか終了させずに連続させるか
- ・ 委託者の地位は相続するか
- ・ 上場株の信託
- ・ 追加信託
- ・ 受託者の報酬
- ・ 委託者が複数

- ・受託者が複数

- ・二次相続を想定した信託

5. 家族信託のマーケット

- ・個人事務所で受注することはリスクがある。

- ・信託の一番典型的な相談者は子供世代が50代、親世代が80代

- ・委託者のイメージは資産が自宅と預貯金1000万円程度

6. 民事信託相談センターの体制

- ・本部：代表 事務の女性1人

- ・民事信託は一人ではできない。

7. 最近の家族信託周辺の業界の同行

- ・銀行の取組み

- ・ネットで信託を受注する取組み

- ・信託監督人

- ・自社株信託